

勤続手当 日給六十日分（一人ニ限）

一、勤続手当は第一の勤続手当に依りて算出せらるるものなり。

二、勤続手当は

勤続日数に依りて算出せらるるものなり。

三、勤続手当は

勤続日数に依りて算出せらるるものなり。

四、勤続手当は

勤続日数に依りて算出せらるるものなり。

五、勤続手当は

勤続日数に依りて算出せらるるものなり。

経過スル毎ニ日給五日分ヲ増給ノコト

(二) 同文中の當會社従業員工男女一族を工男女一般とす

(三) 争議原因に於て勤続満壹ケ年以上の者に日給廿日分及豫告

手当を支給するの規定を去る八日發表(二行目)の點は

勤続一ケ年以上ハ者ニ内規ハ七日(工男ニ付テハ)分ニ其

十割ヲ加算スルハ規定ヲ去ルハ日發表ニ訂正

(四) 従つて壹ケ年勤続職工が解雇さるゝ場合には從來の内規に

依り日給七日分新規定に依る廿日分及び豫告手当二週間分

計四十一日分支給さるゝことゝなる(争議原因の項同頁終

より三行目)は

日給七日分新規定による十割即ち七日分及び豫告手当十四

日分計二十八日分支給さるゝことゝなるに訂正